

訪問サービス(独自)資格型

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成 単位数 (新)	算定 単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1117単位	1,117 1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合		37単位	37 1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2232単位	2,232 1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合		73単位	73 1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3541単位	3,541 1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合		117単位	117 1日につき	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		11単位減算	-11 1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合		1単位減算	-1 1日につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		22単位減算	-22 1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合		1単位減算	-1 1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		35単位減算	-35 1月につき	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合		1単位減算	-1 1日につき	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合で、同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算			1日につき	

訪問サービス(独自)資格型

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目		合成 単位数 (新)	算定 単位
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位	200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位	100 1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位	50 1回につき
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		1月につき

赤文字は新規・変更

訪問サービス(独自)資格不要型

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数 (新)	算定 単位
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			941単位	941 1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割			日割の場合		31単位	31 1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212					1879単位	1,879 1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合		62単位	62 1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213					2982単位	2,982 1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合		98単位	98 1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			9単位減算	-9 1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		(2)1週に2回程度の場合			19単位減算	-19 1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3)1週に2回を超える程度の場合			30単位減算	-30 1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算				200単位	200 1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位	100 1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位	200
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算				50単位	50 1回につき

赤文字は新規・変更

通所型サービス(独自)入浴有(時短)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数 (新)	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438単位	1,438	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割			47単位	47	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	2897単位	2,897	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割			95単位	95	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	14単位減算	-14 1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援1	1単位減算	-1 1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	29単位減算	-29	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	14単位減算	-14 1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			事業対象者・要支援1	1単位減算	-1 1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	29単位減算	-29	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47 片道につき

通所型サービス(独自)入浴有(時短)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数 (新)	算定 単位
種類	項目				
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	二 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	木 栄養アセスメント加算	50単位加算	50
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算	160
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ①	リ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	88単位加算
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ②		事業対象者・要支援2	176単位加算
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ①		事業対象者・要支援1	72単位加算
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ②		事業対象者・要支援2	144単位加算
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ①		事業対象者・要支援1	24単位加算
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ②		事業対象者・要支援2	48単位加算
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度) (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		5単位加算	5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40

通所型サービス(独自)入浴有(時短)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数 (新)	算定 単位
種類	項目					
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 12/1000 加算		1月につき
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用になりません。

赤文字は新規・変更

通所型(独自)サービス入浴無し(時短)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数 (新)	算定 単位	
種類	項目								
A6	1211	通所型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438単位	1,438	1月につき		
A6	1212	通所型独自サービス／211日割			47単位	47	1日につき		
A6	1221	通所型独自サービス／212		事業対象者・要支援2	2897単位	2,897	1月につき		
A6	1222	通所型独自サービス／212日割			95単位	95	1日につき		
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	14単位減算	-14	1月につき	
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		事業対象者・要支援2	29単位減算	-29	1月につき		
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			1単位減算	-1	1日につき		
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	14単位減算	-14	1月につき	
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211日割			事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212		事業対象者・要支援2	29単位減算	-29	1月につき		
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割			1単位減算	-1	1日につき		
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型独自サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき

通所型(独自)サービス入浴無し(時短)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数 (新)	算定 単位
種類	項目						
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	二 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I／2	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)		150単位加算	150
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II／2		(2) 口腔機能向上加算(II)		160単位加算	160
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／2	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	1月につき
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算 I／21	リ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供 体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算 I／22			事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算 II／21		(2) サービス提供 体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算 II／22			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算 III／21		(3) サービス提供 体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算 III／22			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I／2	ヌ 生活機能向上 連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100単位加算	100
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II／2		(2) 生活機能向上連携加算(II)		200単位加算	200
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I／2	ル 口腔・栄養ス クリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		20単位加算	20
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II／2		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)		5単位加算	5
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用になりません。

赤文字は新規・変更